

赤い羽根市民活動助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」をめざし、地域住民が主体となって取り組む、地域福祉活動に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

また、赤い羽根共同募金を財源とすることから、助成金の使い道の透明性を図り、助成金による活動やその成果等を広く発信し、共同募金への理解を深めることも目的とする。

2 助成対象団体

年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかになっており、足利市内で活動をし、自主運営を行っている次のグループ及び団体とする。

- ①5人以上で組織し1年以上活動が継続していること。また、その事務所が本市内にあること。
- ②スタート助成は、申請時に設立1年以内または当年度から新たに活動を開始する団体であること。
- ③会費徴収等自主財源が確保されている団体であること。
- ④宗教的活動、政治的活動、営利を目的としていない団体であること。

3 助成対象事業及び経費

「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」をめざし、新たな地域福祉課題の発見やその課題解決に取り組む事業で、4月1日から翌年3月31日までに実施し完了する事業であること。ただし、次の事業は助成の対象としない。

- (1) 他からの助成金等を受けている事業
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業
- (3) 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした事業
- (4) 福祉を目的としない事業

◎対象となる経費（例）

消耗品費	事業に直接使用する消耗品（文具、用紙、材料等）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料作成費、印刷費等
通信運搬費	切手、はがき、送料など
使用料及び賃借料	会場使用料等
損害保険料	行事用保険料等
食糧費	会食や茶話会等の飲食代など（アルコールは除く） 食材費等
諸謝金	講師等への謝礼金

◎対象とならない経費（例）

運営費 （※スタート助成は例外あり）	団体の運営や管理事務にかかる経費 スタッフにかかる人件費、謝金、交通費、宿泊費等
燃料費	ガソリン代、灯油代
慶弔費	祝い金や香典
その他	単なる食事や外出だけを目的とするような事業
	領収書等により支払ったことが確認できない経費
	当会が適切でないと認めた経費

※ご不明な点がございましたらご相談ください。

4 助成金の種類と補助金額

（1）事業助成

1 団体5万円以内とする。

年度内の事業に限る。ただし、同一事業の申請については、通年3年とする。

（2）スタート助成

1 団体10万円以内とする。

団体の立ち上げに必要な経費及び運営費に充てるものとする。ただし、人件費は除く。

5 申請方法

助成を希望する団体等にあたっては、下記の必要書類を足利市社会福祉協議会へ直接提出すること。

（1）事業助成

申請書、事業計画書、事業予算書（様式第1-①号、様式第1-②号、様式第1-③号）

（2）スタート助成

申請書、活動計画書、事業予算書（様式第2-①号、様式第2-②号、様式第2-③号）

（3）添付書類

会則など組織の運営に関する規定、役員名簿、事業に関わる参考資料

6 助成の決定

赤い羽根市民活動助成金申請書に基づき、内容を審査した後、助成金を交付する団体等を決定し、赤い羽根市民活動助成金決定通知（様式第6号）により当該団体等に対し通知するものとする。

7. 助成金の交付手続き

助成金交付の決定通知を受けた団体等は、別に定める請求書等に必要事項を記載し、本会に提出するものとする。

市社協会長は、請求書等を受領後、速やかに助成金を交付するものとする。

8. 事業報告

助成金を受領した団体等は（以下「受領団体等」という。）、当該年度終了後2か月以内に、以下の必要書類を本会に提出するものとする。

（事業決算書に領収書を添付）

（1）事業助成

事業報告書、収支決算書（様式第3号、様式第4-①号、様式第5号）

（2）スタート助成

事業報告書、収支決算書（様式第3号、様式第4-②号、様式第5号）

なお、総会資料等に収支決算書の記載がある場合は、収支決算書については総会資料の提出に代えることができるものとする。

※総会等の開催がある場合には資料も添付する。

9. 助成金受領団体等の責務

（1）受領団体等は、地域住民に対し共同募金の助成による事業であることを明示する等、広報活動への協力を行う。

（2）受領団体等は、共同募金で実施する街頭募金や赤い羽根パートナーミーティングの研修会等での報告に積極的に協力をする。また、事業報告時に市民に向けたありがとうメッセージを作成する。

10. 助成金の返還

受領団体等が、助成金を不正に使用したとき、又は事業計画と異なった事業目的に使用したときは、若しくは受領団体等の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、市社協会長は、当該団体等に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附則

この要項は、平成31年4月1日に制定し、同日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日に制定し、同日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日に制定し、同日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日に制定し、同日から施行する。